

# 公益法人制度の抜本的改革等の動向等

## 第1節

### 公益法人制度の抜本的改革の経緯

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、「官から民へ」の流れの中で、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

このような背景を踏まえ、政府においては、内閣官房行政改革推進事務局を中心に、次のような経過を経て、公益法人制度改革に係る法律が制定された。

#### 〔平成14年〕

3月29日 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」（閣議決定）〔資料23〕  
公益法人制度について、抜本的かつ体系的な見直しを行うことを決定。

8月2日 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」の取りまとめ及び国民からの意見募集  
有識者からヒアリングを行った結果も踏まえ、公益法人制度の抜本的改革について論点を整理。

11月から 行政改革担当大臣の下に「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」の開催。

#### 〔平成15年〕

6月27日 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（閣議決定）〔資料24〕  
 ① 公益性の有無にかかわらず準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、  
 ② 公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら、公益性の客観的で明確な判断基準の法定化や独立した判断主体の在り方等を含め検討すること、  
 等の改革の基本的な方針を明らかにするとともに、今後の進め方等について「有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17

年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指すこととされた。

11月から 行政改革担当大臣の下に「公益法人制度改革に関する有識者会議」を開催〔資料26〕

有識者会議は計26回開催、また、その下に設けられた「非営利法人ワーキング・グループ」は計14回開催。

平成16年3月には、「議論の中間整理」が公表され、国民から寄せられた意見や法人関係者からのヒアリング結果も参考にしつつ、残された課題について具体的な検討が進められた。

#### [平成16年]

11月19日 「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」の取りまとめ及び公表

12月24日 「公益法人制度改革の基本的枠組み」の具体化（「今後の行政改革の方針」（閣議決定））〔資料17〕

有識者会議報告書の内容を踏まえ、一般的な非営利法人制度や、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み等の公益法人制度改革の基本的枠組みを具体化。

今後のスケジュールについて、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進め、所要の法律案を平成18年通常国会に提出することを目指すこととされた。

#### [平成17年]

6月17日 「新たな非営利法人制度に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方」（政府税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG）の取りまとめ及び公表

12月24日 「行政改革の重要方針」（閣議決定）〔資料19〕

「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出するとともに、その具体的な内容を踏まえ、新制度の施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずることとされた。

12月26日 「公益法人制度改革（新制度の概要）」の公表及びパブリックコメントの実施

#### [平成18年]

3月10日 公益法人制度改革関連3法案の国会提出

- ※ 公益法人制度改革関連3法案とは、次の3法案をいう。（内容については、後述。）
  - ◇ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案（一般社団・財団法人法案）
  - ◇ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案（公益法人認定法案）
  - ◇ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（公益法人制度改革関連整備法案）

5月26日 公益法人制度改革関連3法案可決・成立（6月2日公布）

新制度は、公布の日から2年6か月以内の政令で定める日（公益認定等委員会の設置等については、公布の日から1年6か月以内の政令で定める日）から施行することとされている。また、施行日から5年間は「移行期間」とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新たな法人制度に

移行することとなる。

総務省としては、現行の公益法人が、新制度に円滑に移行することができるよう、研修会の開催や、相談への対応等、必要な支援措置を講じていくこととしている。

なお、公益法人制度改革関連3法案の国会審議においては、同法の施行に当たって留意すべき事項について、衆議院及び参議院の行政改革に関する特別委員会で附帯決議が行われた〔資料27〕。

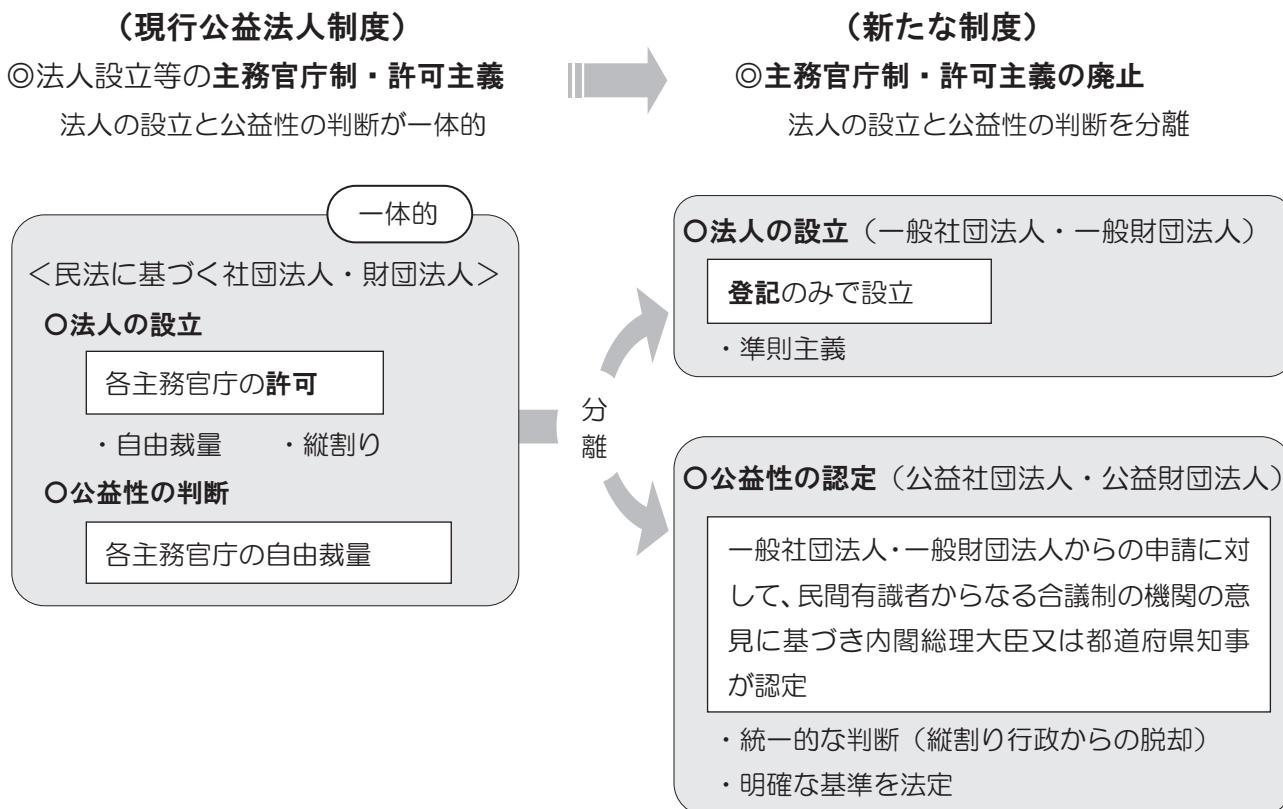
## 第2節

# 公益法人制度改革の内容

## 1. 新たな公益法人制度の特色

第1章の記述にあるとおり、現行の公益法人制度においては、各主務官庁が公益法人の設立許可等を行う仕組みとなっているが、新たな制度においては、法人の設立と公益性の判断が分離されることに大きな特色がある（図4-2-1）。

図4-2-1 公益法人制度改革のポイント



まず、法人の設立については、これまでの許可主義に代わり、準則主義（登記）により簡便に法人（一般社団法人又は一般財団法人）が設立できることとされる。（一般社団・財団法人法に規定。具体的な内容については後述）

そして、この一般社団法人又は一般財団法人の中から、法人の申請により、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき内閣総理大臣又は都道府県知事が公益性の認定をしたもののが、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）となる。公益性の認定は、従来のように主務官庁が裁量により行うのではなく、法令で定められた明確な基準の下に、国及び都道府県の合議制の機関の客観的な意見に基づき、統一的に判断されることとなる。公益法人に対する監督についても、同様の仕組みで行われることとなる（公益法人認定法に規定。具体的な内容については後述）。

新たな非営利法人制度に関する税制については、今後、新制度の施行までの間に具体的に検討し、必要な措置を講ずることとされているが、公益法人認定法第58条において、「公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする」とされているところである（表4-2-2）。

なお、中間法人制度は、公益法人制度改革関連整備法の規定により廃止することとされ、現行の中間法人については所要の経過措置が設けられた。また、特定非営利活動法人（NPO法人）制度は、引き続き存置される。

表4－2－2 「新たな非営利法人制度に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」(概要)

[平成17年6月17日 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG]

**背景（わが国経済社会の構造変化等）**

- 少子高齢化の進展、右肩上がり経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進む中、きめ細かな社会ニーズに対応し得る柔軟で厚みのある社会システムを再構築し、「民間が担う公共」の領域を拡充していくことが重要。
- 民間非営利部門をわが国の経済社会システムの中に積極的に位置づけ、国民が民間非営利活動に参加するためのインフラ整備のため「新たな非営利法人制度」の制度化を検討（公益法人制度改革）。
  - (注) 公益法人制度改革により制度化される新たな非営利法人制度
    - ・ 準則主義（登記）により設立できる一般的な非営利法人制度を創設
    - ・ 主務官庁制を抜本的に見直し、公益性判断を中立的に行えるよう、内閣に民間有識者からなる「第三者機関」を設置。その意見に基づき、一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みを創設。
    - ・ 中間法人制度は廃止。NPO法人等は引き続き存続。
- 寄附文化を育み、「民」が「公共」の領域に深く関与するチャネルを構築する必要。

**基本的な考え方**

- 公益法人制度改革を契機に、「るべき税制」の一環として、「新たな非営利法人制度」とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附金税制の抜本的改革を含め、「民間が担う公共」を支えるための税制の構築を目指す。（官から民へ）

**非営利法人に対する課税のあり方等**

- 「公益性を有する非営利法人」に対する課税
  - 「第三者機関」による適切な公益性判断や事後チェックの仕組みを前提に、「公益性を有する非営利法人」について、「第三者機関」による公益性の判断をもって法人税法上の公益法人等として取り扱う方向で検討。
  - その課税上の取扱いは収益事業課税（営利法人と競合関係にある事業のみに課税）とする方向で検討。
    - (注) 学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人等の課税上の取扱いは、当面現行どおりとする。
  - 公益性判断が取り消された場合、税制優遇措置により蓄積された財産に対する課税等を検討。
- 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人に対する課税
  - 「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」（例：同窓会）の場合、会員からの会費について非課税とする方向で検討。
  - 「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」でもない非営利法人は営利法人と同等の課税とする方向で検討。

**公益法人等に共通する課税上の諸論点**

- 公益法人等の課税対象所得の範囲（収益事業課税方式：現行33業種に限定）
  - 実態を踏まえ、収益事業の範囲を根本的に洗い直し、その範囲の拡大等を検討。
- 軽減税率及びみなし寄附金制度（税率：22%、みなし寄附金の損金算入枠：所得の20%）
  - 課税の適正化等の観点から検討（税率については営利法人との格差縮小の方向で検討）。
- 利子・配当等の金融資産収益に対する課税
  - 実態等を十分踏まえつつ、適切な課税のあり方について検討。

**寄附金税制のあり方**

- 国税における寄附金税制
  - 寄附金優遇の対象法人の範囲等
    - 「第三者機関」の判断により「公益性を有する非営利法人」とされれば、税制上、基本的に寄附金優遇の対象法人として取り扱う方向で検討。
      - これに併せ、寄附金に関する事項についての情報公開の仕組みや、寄附金の使途の適正性の確保や寄附金税制の不正利用防止のための仕組み等を検討。さらに公益性判断が取り消された場合の寄附金優遇の対象法人としての資格の取消し等の仕組みも検討。
      - 認定NPO法人の認定基準のあり方についてNPO法人の実態に即したものとなるよう検討。
      - 寄附金優遇の適用期間（現行原則2年）について、申請手続きの事務負担等に配慮し現行よりも長めに設定する方向で検討。
    - 寄附金控除等
      - 寄附金控除（所得税）：控除限度額（総所得の30%）について拡充の余地があるか検討。適用下限額（現行1万円）について寄附金税制の充実の必要性の観点を踏まえ、そのあり方を検討。
      - 寄附金損金算入限度枠（法人税）：公益目的の寄附金に係る損金算入枠について拡充する方向で検討。他方、一般寄附金について、その利用実態を見極めつつ、縮小する方向で検討。
      - 相続財産の寄附に係る非課税措置：「第三者機関」による公益性の判断をもって非課税ができるよう制度を見直す方向で検討。
  - 地方税（個人住民税）における寄附金税制
    - 地域に密着した非営利法人等については、地方公共団体が条例などにより独自に寄附金控除の仕組みを構築できるよう見直す方向で検討。適用下限額（現行10万円）についても、大幅に引き下げる方向で検討。

## 2. 公益法人制度改革関連3法の概要

先述したとおり、平成18年5月26日に成立した公益法人制度改革関連法は、次の3つの法律により構成されている。

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）
 

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備するもの。
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）
 

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設するもの。
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）
 

①及び②の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備するもの。

以下、それぞれの法律の概要を紹介する。

### 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要】

#### 1. 総則

##### (1) 通則

法律の趣旨、用語の定義、法人格、住所等について定める。

##### (2) 法人の名称

その名称中に「一般社団法人」又は「一般財団法人」という文字を用いなければならないものとするほか、他の種類の法人であると誤認させるおそれのある名称等の使用の禁止等について定める。

#### 2. 一般社団法人

##### (1) 設立

- ① 一般社団法人を設立するには、その社員となろうとする者（設立時社員）が共同して定款を作成しなければならないものとし、当該定款は、公証人による認証を受けなければ効力を生じないものとする。
- ② 一般社団法人の定款には、i 目的、ii 名称、iii 主たる事務所の所在地、iv 設立時社員の氏名又は名称及び住所、v 社員の資格の得喪に関する規定、vi 公告方法、vii 事業年度を記載しなければならないものとし、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないものとする。
- ③ 設立時理事及び設立時監事等の選任又は解任の方法、設立時社員、設立時理事又は設立時監事等の損害賠償責任について定める。

##### (2) 社員

- ① 社員の経費支払い義務、任意退社、法定退社及び除名について定める。
- ② 社員名簿の作成、備置き及び閲覧等について定める。

## (3) 機関

## ① 社員総会

ア 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理に関する一切の事項（理事会設置一般社団法人にあっては、定款で定めた事項）について決議をすることができるが、社員に剩余金を分配する旨の決議をすることはできないものとする。

イ 社員総会の招集手続等、議決権の数、決議の方法及び特別決議事項、議決権の行使（代理人、書面及びインターネットによる電磁的方法）、理事等の説明義務、社員総会の決議の省略その他社員総会の議事に関する事項について定める。

## ② 社員総会以外の機関の設置

一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を必置とし、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を設置可能とするほか、理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人における監事の設置義務、大規模一般社団法人（負債額 200 億円以上）における会計監査人の設置義務について定める。

## ③ 理事、理事会、監事及び会計監査人

ア 理事、監事及び会計監査人（役員等）は、社員総会の決議によって選任するものとするほか、法人と役員等との関係、役員等の資格及び任期（理事 2 年、監事 4 年（定款で 2 年まで短縮可能とする。）、会計監査人 1 年とする。いずれも再任は可である。）、役員等の解任等について定める。

イ 理事（代表する理事を定めた場合には、代表理事）は、一般社団法人の業務を執行し、法人を代表するものとする。

ウ 理事会の職務は、i 業務執行の決定、ii 理事の職務執行の監督、iii 代表理事の選定及び解職とするほか、理事会は、重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任することができないものとする。

エ 理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事は、3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないものとするが、定款で毎事業年度に 2 回以上とすることでできるものとする。

オ アからエまでのほか、理事の忠実義務、競業及び利益相反行為の制限等、監事及び会計監査人の権限等、役員等の一般社団法人又は第三者に対する損害賠償責任、法人に対する責任の一部免除等について定める。

## (4) 計算

- ① 会計の原則、会計帳簿及び計算書類等の作成、保存及び閲覧等、計算書類等の監査及び承認の手続について定める。
- ② 一般社団法人は、定期社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表等を公告（インターネットによる電磁的開示も可能）しなければならないものとする。

## (5) 基金

一般社団法人は、定款で定めるところにより、基金制度を採用することができるものとし、基金の募集、金銭以外の財産の拠出及び検査役による価額の調査、基金の返還に関する手続、基金利息の禁止、代替基金等について定める。

## (6) 定款の変更等

定款の変更、事業の譲渡及び解散（解散事由、休眠法人のみなし解散等）について定める。

### 3. 一般財団法人

#### (1) 設立

- ① 一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、300万円以上の財産を拠出しなければならないものとし、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じないものとする。
- ② 一般財団法人の定款には、 i 目的、 ii 名称、 iii 主たる事務所の所在地、 iv 設立者の氏名又は名称及び住所、 v 設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額、 vi 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項等、 vii 評議員の選任及び解任の方法、 viii 公告方法、 ix 事業年度を記載しなければならないものとするほか、(ア) vii の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨及び(イ) 設立者に剩余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないものとする。
- ③ 設立者は、遺言で②に掲げる事項を定めて、一般財団法人を設立する意思を表示することができ、この場合においては、遺言執行者が、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成しなければならないものとする。
- ④ 設立者、設立時理事及び設立時監事等の損害賠償責任について定める。

#### (2) 機関

##### ① 機関の設置

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必置とし、定款の定めによつて、会計監査人を設置可能とするほか、大規模一般財団法人（負債額 200 億円以上）における会計監査人の設置義務について定める。

##### ② 評議員及び評議員会

ア 評議員は、定款で定める方法により選任するものとするほか、法人と評議員との関係、評議員の資格及び任期（原則 4 年、定款で 6 年まで伸長可能とする。再任は可である。）について定める。

イ 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるものとするほか、評議員会の招集の手続、決議の方法その他評議員会の議事に関する事項について定める。

##### ③ 理事、理事会、監事、会計監査人

ア 理事、監事及び会計監査人（役員等）は、評議員会の決議によって選任するものとするほか、法人と役員等との関係、役員等の資格及び任期（理事 2 年、監事 4 年（定款で 2 年まで短縮可能とする。）、会計監査人 1 年とする。いずれも再任は可である。）、役員等の解任（職務上の義務違反等の事由がある場合に限る。）等について定める。

イ 代表理事は、一般財団法人の業務を執行し、法人を代表するものとする。

ウ 2.(3)ウからオまでに相当する規定を定める。

#### (3) 計算

##### 2.(4) に相当する規定を定める。

#### (4) 定款の変更等

- ① 設立者が定めた目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更できないものとするほか、目的等の定めを変更しなければ法人の運営の継続が不可能又は著しく困難となる場合における裁判所の許可に基づく定款の変更について定める。
- ② 事業の譲渡及び解散（解散の事由、二期連続して純資産額が 300 万円未満となった場合の解散、休眠法人のみなし解散等）について定める。

## 4. 清算

清算の開始原因、清算法人の機関、清算の手続（基金の返還の制限を含む。）、残余財産の帰属（定款又は清算法人の社員総会若しくは評議員会の決議によって帰属が定まらない財産は国庫に帰属）等について定める。

## 5. 合併

一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との合併を認めるほか、合併契約とその制限、吸収合併及び新設合併の手続について定める。

## 6. 雜則

- ① 一般社団法人及び一般財団法人について、会社法と同様に、裁判所による解散命令の制度を設ける。
- ② 一般社団法人等の組織に関する訴え（設立及び合併の無効、社員総会等の決議の不存在若しくは無効又は取消し、設立の取消し及び法人の解散）について定める。
- ③ 一般社団法人における役員等の責任追及の訴え（会社法におけるいわゆる代表訴訟に相当）等について定める。
- ④ 非訟、登記、公告に関する所要の規定を整備する。

## 7. 罰則

理事等の特別背任罪、法人財産の処分に関する罪等所要の罰則のほか、過料に処すべき行為等について定める。

## 8. 施行時期等

この法律は、公布の日(平成18年6月2日)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

政府は、施行後適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要】

## 1. 総則

法律の趣旨、公益目的事業その他の用語の定義、行政庁（内閣総理大臣：①二以上の都道府県に事務所を設置する法人、②定款で二以上の都道府県で公益目的事業を実施することを定める法人、③政令で定める国の事務事業と密接な関係を有する公益目的事業を行う法人、都道府県知事：①～③以外の法人）について定める。このうち、「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

### （別表）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業

- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

## 2. 公益法人の認定等

### (1) 公益法人の認定

#### ① 認定

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができるものとする。

#### ② 公益認定の基準

公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

（ア） その法人の目的及び事業について、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、当該法人の関係者等又は営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこと、投機的な取引、高利の融資事業等であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものを行わないこと、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超ないと見込まれること、並びに公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことを定める。

（イ） その法人の財務について、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること、及び遊休財産額が一定額以上を超ないと見込まれることを定める。

（ウ） その法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものと除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと、収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること、理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること、並びに社団法人にあっては社員の資格の得喪に関して不当な条件を付していないこと、社員の議決権に関して不当に差別的な取扱いや提供した財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと、及び理事会を設置していることを定める。

（エ） その法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合には処分の制限等必要な事項を定款で定めていること、認定取消しや合併により法人

が消滅する場合に公益目的取得財産残額の額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること、及び清算をする場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあることを定める。

### ③ 欠格事由

暴力団員等が事業活動を支配している法人であること、滞納処分を受けて3年を経過しない法人であること、認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること、その役員が暴力団員等である法人であること等を欠格事由として定める。

### ④ 公益認定の申請等

公益認定の申請の際の申請事項、添付書類その他の事項、認定に当たっての行政庁から許認可等行政機関、警察庁長官等への意見聴取、公益認定を受けた公益法人の名称使用制限、変更の認定及び届出を必要とする事項並びにこれらのこと方法その他この制度の実施に関して必要となる手続的項目等について定める。

## (2) 公益法人の事業活動等

### ① 公益目的事業の実施等

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと、公益目的事業比率が百分の五十以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと及び寄附の募集に関する禁止行為を定める。

### ② 公益目的事業財産

公的認定を受けた日以後に寄附を受けた財産その他の公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないことを定める。

### ③ 公益法人の計算等の特則

収益事業等ごとの区分経理、報酬等の支給基準の公表等、計算書類等（財産目録を含む）の備置き、閲覧（何人でも可）及び行政庁への提出等並びに会計監査人の権限等について定める。

### ④ 合併等

合併等を行った際の届出義務、公益法人が合併により消滅する新設合併契約時の地位の承継に係る認可、公益法人の解散の場合の届出等について定める。

## (3) 公益法人の監督

報告徴収及び立入検査、勧告及び命令、公益認定の取消し、公益認定取消し等のときに公益目的取得財産残額の額に相当する財産を他の公益法人等に贈与していない場合の国等への贈与並びに許認可等行政機関等による行政庁への意見申出について定める。

## 3. 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

- (1) 内閣府に有識者7人（うち常勤4人以内）からなる合議制の公益認定等委員会を置くこととし、その組織、運営、委員会に諮問すべき事項その他の当該委員会に関して必要な事項を定める。
- (2) 都道府県についても、国と同様の合議制の機関を置くこと等について定める。

## 4. 雜則等

内閣総理大臣及び都道府県知事による国民への情報提供、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置、内閣総理大臣から委員会に対する権限の委任、都道府県知事への指示等並びに罰則について定める。

## 5. 施行期日

この法律は、一般社団・財団法人法施行の日から施行すること、公益認定等委員会の設置等につい

ては公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること等について定める。

## 6. 検討

政府は、施行後適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要（現行公益法人の新制度への移行に係る経過措置関係のみ）】**

### 1. 社団法人、財団法人等の存続等

#### (1) 社団法人、財団法人等の存続

旧民法の規定による社団法人若しくは財団法人又は旧民法施行法の規定による社団法人若しくは財団法人であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続する。

#### (2) 名称に関する特則

1.(1) により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって公益法人への移行の登記又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないもの（以下それぞれを「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、「特例民法法人」と総称する。）は、その名称中に「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を用いてはならない。

#### (3) 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益法人認定法に規定する公益目的事業を行う特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、4.に定めるところにより、行政庁の認定を受けて、公益法人となることができる。

#### (4) 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、5.に定めるところにより、行政庁の認可を受けて、通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

#### (5) 移行期間の満了による解散等

移行期間内に1.(3) の認定又は1.(4) の認可を受けなかった特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間中に上記認定又は認可の申請をし移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がさられないときを除き、移行期間の満了の日に解散したものとみなす。

#### (6) その他

行政庁は、内閣総理大臣（二以上の都道府県に事務所を設置する法人等）又は都道府県知事とするほか、旧民法による設立許可の申請の取扱いについて定める。

### 2. 経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

#### (1) 特例民法法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

##### ① 合併

特例民法法人は、他の特例民法法人と吸收合併をすることができるものとし、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う3.の旧主務官庁の認可を受け、かつ登記することにより効力を生ずるものとする等について定める。

##### ② 特例民法法人の理事等に関する経過措置

特例民法法人の理事、監事、理事会、会計監査人、会計帳簿及び計算書類の作成等、解散及び

清算、訴訟、非訟事件、登記並びに公告方法について定める。

(2) 特例社団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

特例社団法人の定款及び定款の記載事項、社員名簿、社員総会、基金並びに定款の変更について定める。

(3) 特例財団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

特例財団法人の定款及び定款の記載事項、機関の設置、評議員の選任等並びに定款の変更について定める。

### 3. 特例民法法人の業務の監督

特例民法法人の業務の監督(定款の変更の認可、残余財産の処分に係る許可等を含む。)については、なお従前の例により、旧主務官庁が行うものとするほか、設立許可の取消しに代わるものとして、旧主務官庁の解散命令を設ける。

### 4. 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益法人認定法に規定する公益目的事業を行う特例民法法人は、その申請により行政庁の認定を受け、かつ移行の登記をすることにより、公益社団法人又は公益財団法人に移行することができる。

認定の基準及び認定に係る欠格事由は、公益法人認定法と同様とするほか、認定に関する手続(認定の申請、認定に関する意見聴取、移行の登記、認定の公示等)、公益法人への移行に伴う公益法人認定法及び一般社団・財団法人法の適用について定める。

### 5. 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

(1) 移行の認可

特例民法法人は、その申請により行政庁の認可を受け、かつ移行の登記をすることにより、通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行することができる。

認可の基準は、(2) ②ア.により作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ当該計画を確実に実施すると認められるものであること等とするほか、移行期間満了後における認可の申請の特例、認可に伴う定款の変更の手続、認可の申請手續、移行の登記、認可の取消し等について定める。

(2) 公益目的支出計画の作成及び実施

① 制度の趣旨

特例民法法人がその実施する事業や解散時の残余財産の帰属先について制限のない通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する場合に、仮に何らの制限もしないとすると、本来公益のために使用又は処分されるべき財産が、役員報酬の増額、会費の減額等を通じて事实上構成員等に帰属し、若しくは収益を目的とする事業等に充てられ、又は残余財産として構成員等に分配される可能性があるため、これを防止し、当該財産が公益のために適正に使用又は処分されることを担保することを目的とする。

② 制度の概要

ア. 公益目的支出計画の作成

通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する特例民法法人は、当該法人の保有する純資産額に相当する額(以下「公益目的財産額」という。)が一定の額を超える場合には、公益目的財産額に相当する額を公益の目的に支出するための公益目的支出計画を作成しなければならない。

**イ. 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可**

特例民法法人が通常の一般社団法人又は一般財団法人へ移行する場合にあっては、ア.により作成した公益目的支出計画が確実に実施されると認められることを認可要件とする。

**ウ. 公益目的支出計画に基づく公益の目的のための支出の義務**

特例民法法人が通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行した後には、当該法人は、公益目的支出計画に基づき公益の目的に支出すべき額の残額が零となるまで、公益目的支出計画に従い、公益の目的のための支出をしなければならない。

**エ. 通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に対する行政庁の監督**

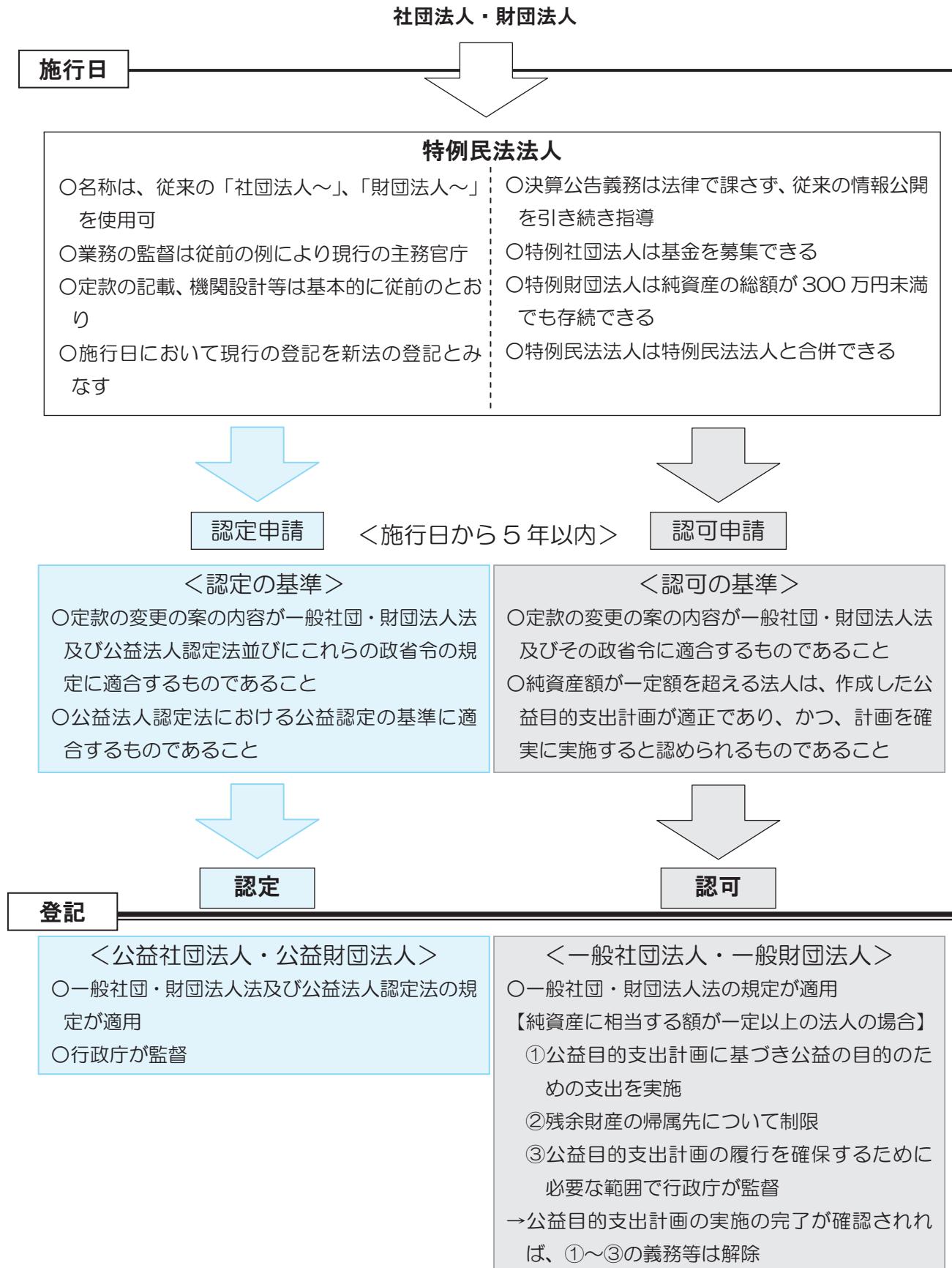
行政庁による通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に対する公益目的支出計画の履行の確保に必要な監督について定める。

**6. 雜則**

内閣総理大臣又は都道府県知事は、公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定、通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可等の処分又はこれらの処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならないこととするほか、委員会等の答申の公表、内閣総理大臣又は都道府県知事による法人からの提出書類の送付、委員会等による勧告、委員会等による資料提出の要求、内閣総理大臣の検査権限の公益認定等委員会への委任等及び罰則について定める。

図4-2-3 民法法人の新制度への移行措置の概要

約2万6千ある現行の民法法人が新たな制度に円滑に移行するための規定を整備する。



## ●設立の経緯

鼓童文化財団の設立の契機は1950年代に見られる。当時、佐渡に過疎問題が深刻な影を落とす中、佐渡の若者たちが伝統文化継承の道を模索して、伝統・芸能を学ぶ職人大学を作ろうという動きが起こった。これが財団設立に至る発端である。その後、様々な経緯を経て1981年に「鼓童」という太鼓グループが誕生した。以来、「鼓童」は主に太鼓の演奏活動を繰り広げ、後の財団設立のための資金を集めていった。その後、「鼓童」の活動のうち、公演活動以外の各種の公益活動をより強化し、社会教育や地域活動に重点を置いた財団法人設立の検討が始まり、相応の準備期間を経て1997年に新潟県の許可を受けて財団法人鼓童文化財団が設立された。



鼓童村本部棟の表札

## ●財団の事業

### 1 研修所

鼓童文化財団に属する研修所では、広く国内外から研修生を募集し、2年間の研修コースの中で、体験的学習を通じて次世代へ伝えるべき伝統文化を創造することを目指している。同財団では、地域の集落が保有していた廃校となった中学校を研修所として借り上げ、毎年約20名の若い研修生が、全寮制で寝食を共にしながら研修生活を送っている。

研修のカリキュラムは、1年目が伝統文化全体に関わる体験研修を行う総合課程、2年目がより集中的にそれぞれの志望する分野の研修を行う専門課程となっている。研修生はこれら研修課程を修了後、太鼓グループ「鼓童」のメンバーとなったり、それぞれの出身地域に戻り、各地域の伝統文化の継承者となる等、様々な分野で活躍している。また、研修所事業は、同財団が廃校となった中学校を研修施設として借り上げ、活用することによってその施設の有効な活用・維持管理がなされることとなり、地域社会に貢献することとなっている。さらに、高齢化の進む地域において、多くの若者が活気にあふれた活動を展開することにより、地域社会の活性化にも寄与していると言われている。



鼓童文化財団研修所（旧岩首中学校）

### 2 国際芸術祭「アース・セレブレーション（Earth Celebration）」の開催

国際芸術祭「アース・セレブレーション（EC）」は、財団が佐渡市とともに実行委員会を組織し、1988年より毎年開催しているものであり、日本で最古の野外フェスティバルの一つと言われている。この芸術祭では、世界各地の民族音楽・芸能の専門家や研究者を招き、佐渡の自然の中で演奏等することにより、各地の伝統文化を紹介し、その振興を図っているものである。2005年には、スペイン・

ガリシア地方のケルト文化、北海道のアイヌ文化、ハイアン文化など内外の伝統文化が広く紹介された。

毎年、夏に開催される本芸術祭には、海外からの参加者も含め、期間中の3日間でおよそ6~7,000人が足を運んでおり、佐渡に大きな経済効果をもたらしている。地元自治体においても、本芸術祭を活力のあるまちづくりのための観光産業振興の一環として位置づけて支援がなされている。

### 3 伝統文化に関する調査研究及び資料収集等

佐渡にある約200の集落のほとんどには、それぞれ独自の伝統芸能が継承されている。今日、これら伝統芸能の記録・保存等に対する地域のニーズが高いと言われている。財団では、こうした地元のニーズに応え、佐渡の民俗芸能についての録音や映像収集等を中心とした調査研究・資料収集事業を行っている。また、同様の活動をしているNPO法人の行う調査研究事業等へも助成をするなどしている。

また、近年は、佐渡の杉材の利用促進を目的とした「アースファニチャー事業」を開催している。佐渡の杉材を使用した家具を、港の待合室に設置するなどして、普及に取り組んでおり、地域の林業振興にも貢献している。



アース・セレブレーション(地球の祝祭)



たらい舟の製造技術を  
記録した「鼓童叢書」

鼓童文化財団は、太鼓グループ「鼓童」と一体となって、内外の若者を集めた研修所の運営、国際的な芸術祭の開催、伝統文化の記録・保存等のための調査研究等を積極的に展開しており、これらの活動は、地域施設の有効活用、地域社会の活性化、伝統文化の継承等、佐渡の社会経済に大きく貢献している。今後とも財団の一層の発展が期待されるところである。